

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

山口県萩市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。 児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、又は支給停止等の支給制限を行っている。 また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。なお、申請・届出等は窓口及び子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知を行っている。
③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム、マイナポータル・びったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者情報ファイル 2. 児童情報ファイル 3. 受給者所得情報ファイル 4. 配偶者義務者所得情報ファイル 5. 宛名基本ファイル 6. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条別表第56項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 (情報提供) 第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161項 (情報照会) 第2条81項 番号法第19条第8号に基づく主務省令主務省令 (情報提供)・第19条、22条、44条、91条、92条、127条、143条、157条、163条 (情報照会) 第83条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話:0838-25-3536 fax:0838-25-3225 E-mail: kosodate@city.hagi.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話:0838-25-3536 fax:0838-25-3225 E-mail: kosodate@city.hagi.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <small> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </small>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </small>
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </small>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合の住基照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスは、権限が与えられた職員のID、パスワードによる認証により限定されている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年3月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月23日時点	平成29年3月1日時点	事後	
平成29年8月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 佐々木弘美	子育て支援課長 横山 浩司	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年3月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日時点	平成30年3月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部子育て支援課	福祉部子育て支援課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市保健福祉部子育て支援課 電話:0838-25-3536 fax:0838-25-3225 E-mail:kosodate@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話:0838-25-3536 fax:0838-25-3225 E-mail:kosodate@city.hagi.lg.jp	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市保健福祉部子育て支援課 電話:0838-25-3536 fax:0838-25-3225 E-mail:kosodate@city.hagi.lg.jp	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部子育て支援課 電話:0838-25-3536 fax:0838-25-3225 E-mail:kosodate@city.hagi.lg.jp	事後	
平成30年5月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 横山浩司	子育て支援課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅳ リスク対策	(新規)	評価書のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	
令和5年4月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。</p> <p>児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、または支給停止等の支給制限を行っている。</p> <p>また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。</p>	<p>児童扶養手当は、父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭等)等に対して支給される手当である。</p> <p>児童扶養手当の支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については手当の一部支給、又は支給停止等の支給制限を行っている。</p> <p>また、継続して受給可能か確認する為に、毎年受給者から提出される現況届の情報を元に、年度毎に支給判定を行っている。なお、申請・届出等は窓口及び子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知を行っている。</p>	事後	
令和5年4月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童扶養手当システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム	児童扶養手当システム、統合宛名システム、口座管理システム、総合案内システム、総合照会システム、マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)、申請管理システム	事後	
令和5年4月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	
令和5年4月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和5年4月14日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 37の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第29条	番号法第9条別表第56項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	
令和8年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(12、15、26、30、47、64、65、87、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・57の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) ・第19、31、35、36、44条	番号法第19条第8号 (情報提供) 第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161項 (情報照会) 第2条81項 番号法第19条第8号に基づく主務省令主務省令 (情報提供)・第19条、22条、44条、91条、92条、127条、143条、157条、163条 (情報照会) 第83条	事後	
令和8年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月14日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月14日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規	評価書のとおり	事後	
令和8年2月1日	IV リスク対策 9. 監査	○自己点検	○自己点検 ○内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	評価書のとおり	事後	